

第 627 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 17 年 6 月 10 日（金） 13：30～15:26
- 2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）
- 3 議 題
 - (1) 庶務事項
 - ① 統計審議会専門委員の発令について
 - ② 部会に属すべき専門委員の指名について
 - (2) 諮問事項
 - ① 諮問第 300 号「製材統計調査等の改正について」
 - ② 諮問第 301 号「平成 17 年に実施される社会教育調査等の計画について」
 - (3) 答申事項
 - 諮問第 299 号の答申「特定サービス産業実態調査の改正について」（案）
 - (4) その他
- 4 配布資料
 - ① 統計審議会専門委員の発令について
 - ② 部会に属すべき専門委員の指名について
 - ③ 諮問第 300 号「製材統計調査等の改正について」
 - ④ 諮問第 301 号「平成 17 年に実施される社会教育調査等の計画について」
 - ⑤ 諮問第 299 号の答申「特定サービス産業実態調査の改正について」（案）
 - ⑥ 部会の開催状況
 - ⑦ 指定統計調査の承認等の状況
 - ⑧ 平成 17 年 4 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 53 巻・第 4 号）
 - ⑨ 指定統計の公表実績及び予定
- 5 出席者
 - 【委 員】

美添会長、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、
後藤委員、清水委員、椿委員
 - 【統計審議会会議内規第 2 条による出席者】

〈国又は地方公共団体の統計主管部課の長〉
総務省江端統計調査部長、厚生労働省牧原企画課長、農林水産省小西統計部長、
経済産業省濱野調査統計部長、国土交通省伴企画調整室長、東京都須々木統計部長

〈会長が議事に関係があると認めた者〉
農林水産省澤田生産流通消費統計課長、文部科学省吉田調査企画課長、
経済産業省森野産業統計室調査官
 - 【事務局（総務省統計基準部）】

総務省渡辺統計基準部長、同熊埜御堂統計審査官、同桑原統計審査官

6 議 事

(1) 部会報告

(1) 庶務事項

① 統計審議会専門委員の発令について

美添会長から、統計審議会専門委員が、資料1のとおり発令された旨報告があった。

② 部会に属すべき専門委員の指名について

美添会長から、資料2のとおり部会に属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。

(2) 諮問事項

① 諮問第300号「製材統計調査等の改正について」

総務省統計局統計基準部の桑原統計審査官が、資料3の諮問文の朗読及び補足説明を行った。続いて、農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課の澤田課長が、改正計画案の説明を行った。

[質 疑]

舟岡委員) 今回の見直しにおいては、統計体系の整備、報告者負担の軽減、調査の効率的実施等の観点から検討する必要があるとのことだが、何点か意見を申し上げたい。森林・林業基本計画の中で、森林の有する多面的機能がうたわれているが、これを1つの統計調査の統計データとしてとらえるのであれば大変な調査になるので、どうしてもそれぞれの統計に役割分担させて、全体として機能を把握することになると思う。製材統計調査は、製造部門から実態を明らかにする統計調査であるが、素材の生産量をとらえることが可能となる設計となっており、その意味で、他の統計とリンケージすることで森林の多面的機能をとらえる上で追加的に分かることがあるのではないか。

木材統計調査から、樹種別、都道府県別に素材生産量を把握する一方、別の統計調査である農林業センサスの農山村地域調査や、2005年からセンサス調査から外れたが、市区町村の行政記録に基づく統計情報、これらが広葉樹と針葉樹の別で地域別に森林蓄積量をとらえている。これら2つの統計をリンケージし、5年間に都道府県別に森林蓄積量がどう変化したか、そして、素材がどれだけ生産されたかを対比すれば、5年間における林業の経済活動と環境保全機能を比較検討できる。せっかくの貴重な統計情報なのだから、別の統計とリンケージして、行政目的でうたっている多面的機能の側面をもう少し詳細に明らかにしていただきたい。工夫すれば、例えば、樹種別、樹齢別に森林面積を調査しているので、こういうデータを活用することで、更に詳細な推計も可能になるだろうと思う。

それから、今回、素材生産及び木材生産に係る調査の体系的見直しを図ったことは非常によいと思うが、ここでは、製材業、木製品製造業に属する

経済活動についてとらえるとうたっているが、本当にそうなのかどうか。例えば、集成材の工場のように、調査の効率化、あるいは1つの産業分類の中で全体としてとらえる観点から言うと、今回の木材統計の中ではとらえ切れていない対象がある。調査体系に組み込むことが適当であるか否かについては部会で検討したいと思うが、農林水産省の方でも是非御検討いただきたい。

さらに、今回体系的見直しが行われたが、調査票については、従来個別に行われていた統計調査を統一して、すっきりした体系となっているが、従来の異なる統計調査間で用語を統一するには至っていない。これについては部会で検討したい。例えば、製材の月別調査では、消費量という言葉が使われている一方、合単板の月別調査では製造仕向量という言葉が使われている。恐らく、前の調査票の調査事項をそのまま生かしているからこういう表記になっているのだと思うが、これらは同じものであるので、紛れがないようにした方が良く考える。

それから、基礎調査と月別調査の2つの調査に整理されているが、月別調査についてみると、入荷量と消費量について月次のデータを12か月分集計しても、年次のデータと一致しない。年次の調査結果を月次調査の年の計数にそのまま使用している。言ってみれば、調査の中で完結していない表章がある。このことはユーザーにとって非常に混乱を招く。なおかつ、年次調査で、前年末の在庫、ここでは入荷量と呼んでいるが、前年末の在庫に当年の在庫の増加量、これは入荷量から消費量を差し引いたものになるが、これを加えても当年末の在庫にならない。これはなぜかといえ、入荷量は基礎調査では調査していないので、その計数だけは月次調査から持ってきている。こういう基本的なデータは、基礎統計の方でもとらえる必要があるのではないかと思う。

月次統計は標本調査であり、基礎統計とは調査対象が異なっているため、それぞれの結果の違いを結果表章でもきちんと区分すると同時に、それぞれの統計で生産と消費と在庫がきちんと体系的にとらえられるようにした方が良く思う。このことは部会で検討したい。

美添会長) 幾つか御指摘いただいた中で、1つだけ確認したいところがあるが、それは後で伺うことにして、今お答えいただけることがあればお願いしたい。

澤田課長) 今、舟岡委員から御指摘のあったことについてはまた部会で御検討いただきたいと考えるが、とりあえず、1点目の多面的機能などへの統計の利用ということについては、部会でどのように利用されているかといったことを報告させていただければと思う。

それから、集成材の工場の話であるが、集成材工場については実は319あり、1つは木材流通構造調査の中で全数について把握しているので、そこである程度は分かるが、今回の年次調査の中で一緒にやろうと思う

と、新たにまたその調査を体系として入れてこないといけないというところがある。この辺は、また部会で報告したいと思っている。

用語の統一については、御指摘のとおりだと思うので、気をつけてよくチェックしてみたいと思う。

それから、月別調査の話があったが、月別調査は動態というか、物の流れを追っているという性格上標本調査で行っているの、基礎調査と月別調査の年合計は厳密にはなかなか合致しない。そういう性格が違うということ踏まえて御利用いただきたいと思っているが、今その利用の実態も踏まえて検討しているので、また部会で議論していただければと思う。

美添会長) 今の回答で私の疑問も消えたので、私から確認が必要な点は何もない。

ほかに質問等はあるか。

舟岡委員) 1点だけ補足させていただきたい。少なくとも月次の統計についての結果表章において、ユーザーは、生産等の年の計数は当然月の計数を合計した値がそこに記録されていると理解し、また、在庫であれば、ある月の月末、通常12月の月末だと思うが、それがそこに記録されていると利用する。その点の注記のないままに別のデータソースから統計データを持ってきて継ぎ合わせるという処理は、これは農林水産統計全体について言えるかどうか分からないが、是非改善していただきたい。

篠塚委員) 2点質問したい。

1点目は調査範囲の変更のことである。今までの製材統計については動力の出力数が37.5キロワット以上が全数対象であったが、それを今度は倍の75キロワットに引き上げるということであるが、そのことは、推計される全体の出力指数のどのぐらいの割合になるのか。

さらに、このことによって、これまでの統計数値との接続性についてどのように考えるのか。

2点目は、調査方法の変更のところで、製材統計調査では調査員による面接・聞き取りの方法を、協力が得られる客体については自計申告による方法でやりたいというふうに変更のところに書かれているが、これも想定では一体どのぐらいの調査員に依存しているところに対して、どのぐらいの割合の客体について自計申告がとられるというふうを考えているのか。

澤田課長) 1点目であるが、小規模の製材工場がどんどん減っているという実態を踏まえて、そこにかかる部分の労力を減らしていきたいということで、まず労力的なことを申し上げると、数として約3割減る。ただ、消費量とか入荷量とか出荷量とかそういった量ベースで見ると、大体全数調査で8割カバー、プラス3分の1の標本が入るということで、全体の量としてはそのぐらいの感じである。精度については、現在が2.3パーセントで、75キロワット以上ということになると、4.9パーセントということになる。

美添会長) 精度とは誤差の評価による相対誤差率という意味か。

澤田課長) そうである。全国ベースでは精度は余り大きくは落ちないのではないかと思う。ただ、これ以上精度を落としていくと、県別の集計もやっているの、かなり厳しい話になってくる。このため、相対誤差率 4.9 パーセントという数値はぎりぎりかなというふうに思っている。また、これまでの連続性という点でも問題はないと考えている。それが 1 点である。

それから自計申告については、チップと合単板について既に自計申告をお願いできるところはやっている。確か、2～3割お願いできる場所があったと思う。よく御説明してできる場所はお願いしたいというふうに考えている。

篠塚委員) 最初のことに關しては、8割カバーの3分の1は24パーセントぐらいだというふうに考えてよいか。

澤田課長) 全数調査でやるのが75キロワット以上であるが、そのカバー率が入荷量、消費量及び出荷量ベースで8割カバーしている。プラス小規模なところは3分の1の抽出分が入ってくるので、もう少しカバーできる。

美添会長) 今のカバー率の話は、量だと8割は捕捉できるということでよいか。プラス3分の1なので9割弱ほどであるか。

澤田課長) そうである。

美添会長) ただいま御説明いただいた計画であるが、舟岡委員から詳細なコメントを頂いたように、かなり大きな変更を計画している。体系的見直しとしては、舟岡委員も評価できるという発言であったが、私も同感である。これから部会の審議を通じて、統計体系として整備していただけたらと思うが、最初に桑原審査官から今回の改正計画の趣旨の説明があった中で、特に検討をお願いしたい点が、今の議論にあった統計体系の整備という視点である。今回、かなりいい提案がされているので、しっかり実現できるように是非検討をお願いしたい。

標本調査の比率とか、自計申告を導入して負担を増やさない範囲で調査の効率化を図る等の具体的な内容は是非議論していただきたい。

特に重要と思われたのは、先ほど用語の統一という話もあったが、業界用語なのかもしれないが、なかなか目にしないような用語が調査票ごとに入っている。経済統計の一環として生産統計があるのだから、できるだけ一般的な用語を使うことに注意しながら、調査票も整理していただきたい。特に、月次統計は実際に利用されている大事な部門なので、年次統計との整合性は慎重に検討をお願いしたい。

また、3調査を統一する最大のメリットは、アクティビティに関する調査ということで、従来は1つの工場に複数の調査が実施されていたのが、今回の改正計画では標準産業分類に対応して整理された。同一の工場で2つのアクティビティがある場合は、従来のやり方のように複数の調査が行われるのではなくて、1枚の調査票で調査が行われることになる。このア

アイデアはとてもいいと思う。当然のこととは言いながら、一番重要な点によく配慮されている。詳しいことは部会でこれから慎重に審議をしていただくことになるので、本件については農林水産統計部会で須田部会長にお願いする。

② 諮問第 301 号「平成 17 年に実施される社会教育調査等の計画について」
総務省統計局統計基準部の桑原統計審査官が、資料 4 の諮問文の朗読及び補足
説明を
行った。続いて、文部科学省生涯学習政策局調査企画課の吉田課長が、改正計
画案の
説明を行った。

[質 疑]

廣松委員) 今回は、先ほど説明があったとおり、平成 14 年調査に続いての諮問である。今回、諮問、答申という形をとることにした理由は、諮問文の最初のところに書いてあるとおり、少子高齢化、国際化、情報化等の社会変化に即した社会教育・生涯教育に係る基礎資料の整備を図るため、近年の社会変化と施策の重点分野に対応した調査事項の追加・変更、調査対象施設の捕捉方法の見直し等を行うものである。その上、この 4 月、内閣府が「日本 21 世紀ビジョン」というものを公表しているが、その中でも生涯学習ということが随所で強調されている。その意味で、単に統計的な側面だけではなく、社会的な関心という意味からも大変重要な分野ではないかと考えている。

今回の諮問、答申に当たって、調査実施部局と相談をしながら、今日御説明いただいた改正計画を作ってきたわけであるが、ただ 1 つ気になるのは、先ほどもコメントがあったが、特に調査体系、および調査範囲の部分である。前回の答申のところで、今後の課題として 4 点挙げている。個々の点に関しては省略するが、一番最後のところで特に調査の体系、範囲に関して、私は以下のような課題を、当時部会長として、答申の中に入れさせていただいた。その部分を読むと、「社会教育施設における活動に限らず、学校や民間事業者、団体においても多種多様な取り組みが行われているが、その全体像を明らかにするための統計の整備は十分でない。社会教育、生涯学習活動の全体像をとらえる統計の在り方について、現在の統計の見直しを含め、統計体系の見直しが必要である」というものである。

今回の改正に当たって、調査実施部局としての文部科学省の方で、特に調査事項に関しては省内調整も含めて大変御努力いただき、かなりの改善が行われたというふうには考えているが、調査体系という観点からはやはり必ずしも十分ではないような印象を持っている。先ほど申し上げた社会的な関心という点からも、特に今回、十分検討すべき事項ではないかとい

うふうに思っている。

そのときに、前回もそうであったが、社会教育ということと生涯学習ということとの区別が必ずしも十分になされていないというか、基本的に両者をどういうふうに考えるべきかというところがまだ十分煮詰まっていのような印象もあるので、その点は具体的に部会で議論したいと思う。恐らく、短期間で集中的に議論をすることになるかと思うが、以上の点を考えている。

飯島委員) この教育問題というのは大変重要な調査だと思っている。企業サイド、産業界・経済界から見ても非常に大事な調査だというふうに認識しており、その中でも家庭教育とか学校教育という問題点については、極めて明確になりつつある。それをどう実行するかというのは、教育基本法の改正問題を含めて行われることと思うが、その中で、この全体像が把握できていないのは社会教育、生涯学習教育の分だと思っている。したがって、今、廣松委員も言われたように、この社会教育法で対象にしている社会教育という概念にとらわれずに、各地方自治体、民間団体、民間企業まで、やはり時代のニーズに合わせて幅広い活動をしているので、そういう全体像が分かるように一步でも前へ進めていただきたいというふうに思っている。

特にこの内容が、内容面からアプローチをするという御説明は大いに結構なのだが、どうもこの調査事項を見ると、全部施設から入っている。そういう面からのアプローチが一番分かりやすいのかもしれないが、そういうアプローチの中でも民間の問題を考えると、民間は体育施設の調査票だけしかない。したがって、これは体育だけではなくて、民間の幅広い生涯教育あるいは社会教育に供している施設という意味で、もっと幅広にとらまえていただきたいと思う。

最近各企業とも大きな研修センターを持っており、自分の社員やグループ社員だけではなく、地域教育という形で地元地域社会、コミュニティーカレッジというのが最近大分出てきている。そういうところへも開放しながら、地域社会に根ざした活動をしていこうということを考えてやっている企業もたくさんみられる。そういう意味で、この民間体育施設のところをもう少し幅広に調査対象を広げて、是非実態に少しでも近づけてほしい。

吉田課長) 先ほど、資料1の別紙の3のところでお説明したように、民間については、確かにこの調査においては民間体育施設だけであるが、例えばカルチャーセンター等については、経済産業省の特定サービス産業実態調査などで行っており、そういった類の各省の調査もあるので、そういうものを含めて全体像がなるべく明らかになるようにしていきたいと考えている。

それから、施設から入るという話であるが、まさにこれは施設の方、社会教育行政と社会教育施設の方から入っているわけであるが、それとは別に学習者の方から、例えば社会生活基本調査ということで行動の面、それ

から家計調査の中では家計でどれだけ支出しているかという面での調査は行われている。また、統計調査ではないが、生涯学習に関する世論調査なども何年かに1回行って、そういう把握には努めているところである。

舟岡委員) 私も廣松委員と飯島委員の意見と同様である。体系的整備が教育・学習支援業についてきちんと図られているかについては、甚だ疑問である。別紙3で示された各省が行っている調査とつなぎ合わせただけで大分類の教育・学習支援業の全体像が分かるかという点、甚だ心許ない。調査事項の間に互いの連携が図られていないため、大分類なり中分類について、各省の所管している統計調査を統合して全体をとらえることができない。これについては、どの統計でどういう調査事項をとっていて、そしてどの分野をカバーしているか等について、統計マップを作ることを検討すべきではないか。この審議会場で見せていただくことが無理なら、いつか検討結果を報告していただきたい。

それから、国の限られた財政資源の中で、施設等の適切な配備が強く求められるようになってきていると思うが、それぞれの社会教育施設がどれだけの費用をもとに運営されているかは、そのことを評価する際の非常に重要なデータだろうと思う。そのための調査事項が設けられていれば、適切な資源配分という観点から、行政上有用ではないか。

さらに、調査の集計結果は単純集計値であるが、分布の情報を集計結果のなかで提供してもらえないか。先ほどの適切な配分ということと絡むが、地域別の利用状況がどうであるか、それに応じて、社会教育施設を充実させる地域がどこにあるのか、他方、過重である地域あるいは施設等の分布情報が統計でとらえられるようになっていれば、行政上も、こういう分野を研究されている方にとっても有用ではないかと思う。

吉田課長) その点については、また部会で御議論いただければと思う。

篠塚委員) 各施設に重複している人的な資源や利用する人について、その重複の状況がどこかで把握できないか。例えば大学にしても、いろいろな地域と連携などを行っている。図書館にしても、いろいろなところに人を行かせたり、入ってきたりして動いている。この調査は施設から入っていくものであるから、一つ一つ博物館などの施設をとってくるわけだが、それらを単純に足し合わせても意味がない。どこかで調整できるような工夫ができないか。すべての施設についてでなくとも、互いに非常に関連性が強い施設間というようなことでできないものか。

美添会長) 3年前の部会のときに、私も委員として審議に加わったが、今回の調査の詳細については十分理解できていないところがあるので、幾つか教えていただきたい。

社会教育の定義の問題であるが、今回の調査は標準産業分類の社会教育ということだが、その定義は社会教育法でいう施設と全く同じであると理

解してよろしいか。

吉田課長) 標準産業分類の 771 というところが社会教育になっている。771 はすべて社会教育に含まれると考えている。

美添会長) 社会教育法でいう施設はすべて含まれるのか。

吉田課長) 社会教育法は、体育及びレクリエーションの活動も含むとなっているので、その部分が必ずしも 771 ではない。771 以外にも社会教育の部分というのがあるが、771 のところはすべて社会教育という整理である。

美添会長) 標準産業分類に従うということは、771 プラスアルファでという理解でよろしいか。

吉田課長) そうである。

美添会長) 資料 1 の別紙 1 に掲げられている調査が全部で 11 あるが、これは公表するときは指定、承認、届出すべてまとめて 1 つのものになるのか。

吉田課長) 報告書は 1 冊である。

美添会長) それを見れば、ある程度社会教育プラス生涯学習の実態が把握できるような資料であるという理解でよろしいか。

吉田課長) 社会教育プラス生涯学習の一部については把握できる。生涯学習というのは非常に幅の広い概念であるので、その全部を把握できるわけではない。

美添会長) そこが何かあいまいだというのが、3 年前の指摘だったと思う。3 年前の部会で出した別紙の 2 に掲げられている今後の課題は (1) から (4) までであるが、今回の提案を見ると、(1) から (3) までは丁寧に対応している。これは廣松委員の指摘されたとおりに、周到な準備をされているようだが、(4) については、社会教育及び生涯学習が入るところに抵抗があるようだ。しかし、全体像をとらえる統計をつくるべきだということも前回の答申で指摘している。これが、今の説明の中では見えてこない。この点は部会で審議されるというので、そこに期待したい。

これは重要な指定統計であるという発言が幾つかあったが、指定統計の性格とは、政策の目的はもちろん、重要な統計は国民の共有財産として位置づけるということが、この前策定された「統計行政の新たな展開方向」でも強調され、何度も確認されていることである。この統計は、少なくとも前回の答申の指摘事項である、社会教育及び生涯学習の全体像をとらえる体系として重要であり、だから指定統計となっているという理解だったはずである。その意味で、統計体系の整備という重要な課題に 1 か月で取り組むという大変な作業となるが、この点については是非検討をお願いしたい。

清水委員) 今、会長からも指摘があり、各委員からもいろいろ指摘があった点に関連するが、先ほど伺ったところでは、やはり依然としてここで言うところの社会教育及び生涯学習の概念定義が明確でないような気がする。短い期間の中で審議いただくのに、根本的な概念の定義について改めて検討されることは大変難しいかと思うが、先ほど来、施設を重点にしてこの調査を

行われるということに関連して申し上げると、仮に時系列的に統計調査の結果を並べたときに、何が分かるのか。社会教育機会を与えている施設の数の増減だけが分かるのか。教育の内容についてどういう変化があるのかということについて、この統計調査から知り得るような概念設定を是非検討する必要があるのではないかと。

例えば、生涯学習についても、学習の機会を与える施設が主に調査の対象になっていて、その施設に関連した活動従事者等の数量的な把握のみにとどまっているのではないかという気がしてならない。

最近のように、社会的に社会教育機会と生涯学習の機会が求められている中で、どういった教育とどういった学習機会が求められているのかについて、今回は間に合わないとしても、是非体系的な把握ができるような統計調査の設計を行うべきである。ただ、1か月の間でこの種の問題に取り組むということが私にはどうにも分からない。重要であるにもかかわらず、短期間で、しかも今年度の10月に実施される調査の審議を1か月でやるということについては少々理解し難い。最初のところで申し上げた点だけ、是非今後の検討課題にさせていただきたい。

吉田課長) 施設数とか職員数だけではなくて、資料4に出ている調査票の中で、学習の内容別にも、余り細かい分類でとるのはなかなか難しいが、教養の向上であるとか、体育レクリエーション、家庭教育、職業知識・技術の向上、市民意識、社会連帯意識、その他というとらえかたをしている。今回、その中でも職業知識・技術の向上では情報教育関係、それから市民意識、社会連帯意識に関する内容に関しては環境問題、それから社会福祉は別にとろうということで検討中である。

美添会長) 先ほどの説明にもあった、前回答申の課題に対する回答の中で、調査項目数がかかなり増えている。その中に、今、清水委員の指摘された活動の実態がある程度は取り込まれているが、まだ十分ではないというのが清水委員の意見の趣旨だと思う。

最近では報告者負担ということから調査項目数をなかなか増やせない状況にある中で、これだけの調査項目数を持つ提案がなされているということは、重要性について統計基準部の理解を得てこの原案を作られたと思う。そうであればこそ、先ほど舟岡委員が指摘したように、これらの項目数を生かした集計と公表が実現されるべきである。報告者負担はこれ以上増えずに、先ほどの分布状況、地域ごとの施設の在り方、過不足の状況なども明確に分かる。それだけの情報をとっている調査なので、公表も含めて検討をお願いしたい。

この件については、国民生活社会統計部会で審議をしていただくので、廣松部会長によろしくをお願いしたい。

(3) 答申事項

- 諮問第 299 号の答申「特定サービス産業実態調査の改正について」(案) 総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官が、資料 5 の答申(案)の朗読を行った。続いて、清水運輸・流通統計部会長が、審議経過及び答申(案)の説明を行った。

清水部会長) それでは、最初に部会審議の経過について御説明する。

本件については、平成 17 年 3 月 11 日の第 624 回統計審議会に諮問され、その審議を運輸・流通統計部会に付託された。部会における審議に当たっては、部会長が作成した論点メモに沿って、その後審議を行った。

部会は 3 月 31 日、4 月 18 日及び 5 月 23 日の 3 回にわたり開催された。最後の部会については、資料 6 の「部会の開催状況」の第 118 回運輸・流通統計部会の結果概要のとおりであるが、これに則して少し説明をする。

最後の部会では、新聞業、出版業の調査事項、特にインターネット等による情報提供、配信業務、いずれも有料の場合であるが、その有無を調査事項として追加することについて、調査実施部局からの説明があり、部会における審議を経て了承することとなった。その際、調査客体から見てインターネット等による情報提供、配信業務に該当するかどうかを的確に理解できるよう、その内容についての説明を簡潔に「記入の手引」に明記することとされ、その案については、調査実施部局で作成した上で、部会構成員に連絡することとされ、これについては先日既に連絡済みである。

調査実施部局が作成した「記入の手引」(これは通常、記入注意というものである)を紹介すると、情報提供、配信業務いずれも有料であるが、それらについては新聞記事、出版物を一般消費者や企業へ有料で情報提供、配信する業務を指しており、ポータルサイトに対して無料で情報提供、配信する場合はこれに含まれないという考え方である。また、インターネット等というのは、インターネットのほか専用回線、電子媒体、CD-ROMあるいはDVD、ビデオソフト等など紙媒体以外のものを指すということになっている。

部会におけるこれらの審議経過を経て、その後、ただいま熊埜御堂審査官の方から説明のあった答申(案)について審議を行ってきた。そこで、以下では答申(案)の説明をさせていただく。

前書きについては、原則として諮問文の記述をそのまま踏襲している。

答申(案)の構成は、まず第 1 に「今回の改正計画」、そして「今後の課題」という順序でまとめた。

まず、「今回の改正計画」については、第 1 に新聞業及び出版業の調査の追加ということで、調査業種の追加であるが、先ほど既に説明があっ

たように、改正計画では平成14年の日本標準産業分類の改正を踏まえて、平成17年調査において新聞業及び出版業の調査を新たに実施するという計画である。部会審議、特に答申（案）の取りまとめに関して審議した結果については、新聞業及び出版業が平成14年以降の工業統計調査の調査対象業種から除外されているという背景と、新聞業及び出版業の把握がGDP推計のための基礎統計の整備として求められていること、この2点から適当であるという結論に至った。

次に、調査単位及び調査事項について申し上げる。改正計画では、新聞業及び出版業の調査は企業を単位とするということになっている。これを受けて部会審議を行った結果、事業所を単位とすると、新聞社における通信局等あるいは出版社における編集部門等当該業種の重要な部分を把握することができない場合があるということにかんがみて、企業を単位とした調査を行うことについて適当であるとの結論を得た。

もう1点、改正計画で、本業種に独自の事項として、新聞発行種類数、書籍新刊発行点数及び雑誌発行銘柄数を調査する計画とされている。これらについては、新聞業及び出版業における経済活動を特徴的にとらえる事項であり、かつ、これらについてのデータがこれまで十分に存在しなかったことから、適当であるという結論に至った。

次に、もう1点、エステティック業の調査の休止についてである。改正計画では調査対象の状況把握を勘案して、当該調査を休止する計画であるということであったが、平成14年調査結果において業種定義に該当する事業所の判別が困難であること、現状においても業界団体の組織率が低いことなど調査対象の把握が困難な状況であるので、部会ではこれをやむを得ないものとした。なお、調査を再開するに当たっては、調査対象名簿の整備を中心とした調査環境の改善が図られているかどうかを踏まえる必要があるとの指摘もあった。

その他として、改正計画の中で、フィットネスクラブ調査票において、月別利用者数及び曜日別利用者数割合の把握を中止するという計画がある。これを受けて部会で審議したところ、月別利用者数については、特定サービス産業動態統計調査において動向の把握が既に可能であること、曜日別利用者数については、これまでの調査でその動向が把握できているということから、この計画については適当であるという結論に達した。

次に、「今後の課題」として、答申（案）に盛り込んだ点について簡単に説明する。1番目に、特定サービス産業実態調査は全数調査として行われていることにかんがみて、把握漏れをできるだけ少なくするために工夫する必要があるとの指摘が部会においてなされた。この指摘を踏まえ、新聞業、出版業の名簿整備については、今回は代替する名簿がないということをやむを得ないとしても、今後同様の調査を行う際には、

調査対象名簿の在り方について十分に検討を行う必要があるとした。

さらに、2番目として、審議会や部会においては、新聞発行種類数や書籍新刊発行点数等といった事項より、むしろニュースの生産、コンテンツの生産、インターネット等による配信等、情報化を反映した調査事項を設定すべきではないかとの意見がみられた。さらに、外注費の内訳やコンテンツの把握については、その明確な定義がないことや企業側で把握が十分になされていないことから、現状では調査が困難である旨の説明が調査実施部局からあった。しかしながら、審議会及び部会での意見を踏まえて、調査実施部局において検討した結果、先ほど申し上げたとおり、現状でできる工夫として、今回調査ではインターネット等による情報提供・配信がいずれも有料で行われている場合について調査することとされた。

これを受けて、「今後の課題」として、今回の調査結果等を踏まえ、紙媒体以外のインターネット等による有償提供の状況などをよりの確に把握することの可能性を検討する必要があるとした。

「今後の課題」の3番目として、審議会において、周期調査として時系列比較が可能なのかという意見があった。捕捉されたものが増えたものなのか、あるいは漏れていたものなのか分からないとの意見や、回収率等の公表は誤解のないように、かつ正確な情報を提供するという趣旨で慎重に検討することが必要との意見が出された。

これらを踏まえ、「今後の課題」として、結果の利用に当たって重要と考えられる調査客体数、回収率等統計調査に関する情報が十分に提供されていない状況にあることから、より適切な公表の在り方について検討する必要があるとした。なお、調査実施部局から、平成17年調査結果の公表に当たっては、検討結果を反映させたいとの説明があったので、これを了とした次第である。

以上、大変簡単ではあるが、部会審議経過の説明と答申（案）の内容に関して、先ほど熊埜御堂審査官から説明があったものに重複する部分と新たに付け加える分をもって、説明とさせていただきます。

[質 疑]

須田委員) この報告自体は今回はこれで結構だと思うが、今、サービス産業が経済を見ていく上で非常に重要になっている中で、新聞・出版業が教養・生活関連産業の中の1つとしてあるというのは違和感がある。こういうサービス産業の活動実態を把握するのに、どういうふうに統計を体系的に整備していくかという視点がないと、どうも歯がゆい感じがする。これからもう少し、特定サービス産業の実態調査そのものも含めて、どうにかよりよい統計へ向けての体系整理をしていただきたい。

清水部会長) 私が部会長として申し上げるべきことかどうか分からないが、確かに最近に至り、サービス産業の統計の体系化について多くの議論がなされている。ただいまの須田委員からの発言も正にそれを受けてのことだと思う。現状では、サービス産業統計について、まだその体系を把握できるような議論が十分に熟していない。その一方で、産業分類の方では、ある程度議論されているが、その分類と合わせてサービス業の全体像を把握するための体系的なとらえ方について早急に検討する必要があるかと思う。

なお、この特定サービス産業に関する統計調査については、最初に特定とうたわれているように、所管されるサービス分野の中で幾つかのものを取り上げて、それを周期調査でやられてきたという観点から申し上げれば、先ほど御指摘にあった教養・生活関連産業の中になぜ新聞・出版業が入るのかといえば、これは非常に大きくくりなカテゴリーズの中でここにしか入らない。

つまり、受け皿としてカテゴリーが限られているので、そういう結果にならざるを得ない。もう少しサービス産業全体のカテゴリーが詳細に設定されているならば、もう少し的確な表現があるかとは思ふ。

廣松委員) 私も今回のこの答申に関しては、部会で十分審議していただいた結果であり、これはこれでいいと思っている。ただ、この前から部会審議の結果報告等を伺いながら、どうしても気になっているのは、要するに無償提供というか、フリーペーパーも含めてその扱いに関して、どのように考えればよいのかという点である。

産業統計としては恐らく、無償といった場合にはなかなかとらえにくいと思うが、一方で、やはり情報提供という意味では、それなりの機能を果たしている部分がある。ただ、当然、フリーペーパーであったとしても資源は使っていることは使っているわけであるので、その辺、先ほどのサービス産業の体系的把握というよりも、もっと漠としたような形のもので申し訳ないが、無償の提供というのを今後とらえていくにはどうすればいいのかということ、今後検討すべきではないかというふうに思う。

清水部会長) 部会の審議の中で、フリーペーパーの議論はあった。ただ、この特定サービス産業の統計調査に関しては、売上高が当然あるものについてそれを調査対象とする。その考え方でいけば、フリーペーパーはフリーであるがゆえに売上高が計上できていない。しかし一方で、フリーペーパーの場合でも、広告収入をもってフリーペーパーを発行するというアクティビティが担保されている。そうすると、そこで収入として上がってきた広告料収入なるものをとらえれば、機能としては情報を提供しているわけであるので、フリーペーパーもその対象ではないかというふうに思う。

しかしながら、一方で、フリーペーパーに関しては調査客体の把握が非常に難しいということで、今後それを課題に入れるかどうかのところでは、

部会長預かりとして考えさせていただいた。しかし今回は課題にも入れずに、なお調査実施部局の方で御検討いただくということにしている。

美添会長) 私も廣松委員と全く同じ感想を持っていたが、今の清水部会長の発言を議事録に残せば、検討課題には明示しなくても十分と思う。

舟岡委員) 今のことに絡んで、通常の全国紙等の新聞についても、新聞の料金のかなりの部分は販売会社あるいは販売員の費用に充てられていると思うが、その辺りの実態は御存じか。

森野調査官) 現実的にはそこまで把握できていない。料金体系と、今現在の新聞だと、やはり戸配という形の紙の媒体、それから駅売り等の販売という形が最大のポイントとなってくると思うが、その中で販売店への原価みたいなものがどのくらいでという形の数字はなかなかつかみ切れない。やはり総売上というか、ものが新聞社へ戻ってきて、その後、経費形態としてどうなるかというのはなかなかそこまでは調査できないというか、我々は把握できていない。

美添会長) 前回の中間報告のように、この調査は従来から3年周期で検討されてきたもので、「今回の改正計画」についても(1)、(2)が主に検討されているが、(3)で新聞、広告、エステティック以外にもすべての業種を並べた票があって、部会ではそこも検討されている。先ほど、須田委員から重要な問題として、サービス産業全体の統計体系の位置づけという発言があったが、今回の特定サービス産業実態調査については、限定された審議と整理させていただきたい。

なお、統計審議会として統計の体系的な整備という視点は確かに重要なものであり、あらゆる機会に各統計についてこの視点からコメントをいただきたいと思う。

先ほどの3年周期の話から言うと、特定サービス産業実態調査の今後の計画であるが、来年にもう一度、標本設計等も含めた審議の機会があると伺っているが、その理解でよろしいか。

森野調査官) 今回の調査スキームというのは、平成12年から始まり3年周期で2回目、この17年がちょうど2巡目の最後の年となっている。サービス産業の実態調査ということで、よりの確な調査を実施していくために、平成18年以降の調査についても若干検討を始めているので、改めて御審議願いたいと思っている。

美添会長) そういう理解でよいと思う。「今後の課題」の(3)には「本調査については」と書いてあるが、部会での説明では、経済産業省の母集団の全数を調査するすべての統計に当てはまりかねない問題であるので慎重に検討したいということであった。これは特定サービス産業実態調査に関しては平成17年以降、今回の17年の報告にも必要な情報は提供するということであるので、この文言でよいと思う。他の経済産業省の統計に関しては、こ

こには明文化されていないが、別途検討すると伺っている。

それでは、特に反対意見はなかったので、本（案）をもって当審議会の答申として採択したい。よろしいか。

（異議なしとの声あり）

それでは、この（案）を総務大臣に対して答申する。

ただいまの答申に関して、経済産業省経済産業政策局の濱野調査統計部長からごあいさつを頂く。

濱野部長）ただいま御答申を頂いた特定サービス産業実態調査については、我が国のサービス産業に関する基本的な調査の1つとして、弊省のみならず、さまざまな行政ニーズに対応すべく作成されているものと認識しているところである。特に、今回追加として行うことが決まった新聞・出版業については、合わせて約5兆円ほどの市場規模を有しているということで、是非とも今回きちんとした調査の対象にしたいと考えていたものである。いろいろな御審議の中で、頂いた指摘も踏まえ、しっかりした調査を実施していきたいと考えているところである。

いずれにしても、美添会長、清水部会長並びに委員の皆様方については大変御熱心な議論を頂き心から御礼を申し上げます。今後とも引き続き御指導をお願いいたしたい。よろしくお願い申し上げます。

（4） その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官及び桑原統計審査官から、平成17年5月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「自動車輸送統計調査」及び「工業統計調査」の統計法第7条第2項による承認並びに「特定作物統計調査」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、資料7による報告が行われた。

〔質 疑〕

美添会長）ただいまの報告のうち工業統計調査については、清水前鉦工業・建設統計部会長から補足説明を頂きたい。

清水委員）先ほど熊埜御堂審査官から報告があった工業統計調査の変更の承認について、当時鉦工業・建設統計部会長であったので、その立場から補足説明をさせていただきたい。

本件については、承認に先立ち調査実施部局から部会長の私に相談があった。その際、3点について説明があった。第1点は、調査員の多くが今回の変更の対象になっている川口町、十日町市、当時の山古志村の3地域に関する統計調査対象からの除外である。その理由として、1番目に調査員の多くが被災していることを受け、実施に向けた調査員の確保が困難というのが調査実施部局が判断していることである。それから2番目に、当該市町村の職

員は、復旧関連の事業に忙殺されており、調査への従事が困難と考えられること。3番目に、国が直接調査を行うことも考えられるが、毎年調査を実施する工業統計調査においては、次回以降の調査への影響にも十分配慮する必要があること。以上3点をもって、今回の工業統計調査の変更について相談があった。

この3点に基づく調査実施部局の考え方を尊重し、調査実施が難しいとされている3市町村を除外することはやむを得ないだろうという考えに至った。ただし、データを捕捉する努力をする必要があることから、調査実施部局とのやりとりを重ね、事務局の方で美添統計審議会会長の意見も聞いていただき、以下のようにまとめることとした。

すなわち、経済産業省において、1番目に、除外地域については平成15年調査結果などを用い、個票単位で平成16年数値の推計を行うこととし、その方法について十分に検討すること。2番目に、除外地域の平成16年数値については、翌年の平成17年工業統計調査時に捕捉のための調査を行うこととし、その方法についても十分に検討すること。3番目に、平成16年調査結果の公表時においては除外地域の推計値を、平成17年調査結果公表時においては捕捉のための調査結果を、それぞれ公表することとし、その表章方法についても十分に検討すること。

この3点を中心に、その方法の検討結果を、平成17年工業統計調査の実施時点までに、鉱工業建設統計部会へ報告を行うことを条件として、統計審議会への諮問及び部会審議を行わずに、軽微案件として事務的に処理することとして了承した次第である。

美添会長) ただいまの補足説明も含めて、報告について質問等があればお願いしたい。

廣松委員) 今、工業統計の話に関して、前部会長の清水委員の方からも説明があったが、結果としてこういう形で承認せざるを得ないと思うが、原則としてこういう形の除外措置というのは余り望ましいことではない。今回の地震に関しては、当然、十分いろいろな観点から配慮すべきであろうとは思いますが、同時に、その前の阪神淡路大震災とか過去の経験と照らすと、そのときにはこういう措置を必ずしもとらなかったわけなので、その点、今回のさまざまな事情を考慮してこのような措置がなされるということに関しては認めざるを得ないとは思いますが、余り望ましい措置ではないという気がする。

樫委員) もちろん、これが望ましい措置ではないということはそのとおりだと思うが、まず、仮にこれを認めるとしても、今後こういう事態においてどのように対処すべきか。いわゆるこういう形で出てくる前に、おおよそこのような特別なことをやる場合の指針とかガイドラインというものがあり、その上で一応このような議案が出てくるという形のものではないか。何かの幾つかの条件が整ったときに、この種の特別なことが行える可能性があるというようなことなのだと思う。厳密に決めることは大変難しいことだとは思いますが、

その種の考え方の整理が今後に向けてあればと思う。

清水委員) 現在の鉱工業・建設統計部会長でおられる椿先生からの御指摘はそのとおりであり、私どもこの件を検討している際にも、一体どういう基準をもって、除外というかつてない対応をするのかということについては相当時間をかけて検討した。

今回、あえてこの除外措置を承認したのは、災害の発生時点が10月23日。これがそれ以前に起こった阪神淡路大震災とその発生時点が大きく異なっているということも、今回このような措置をせざるを得ない事情の一つであった。しかし、いずれにしても、基準がないままに行ったことについては大変苦慮したところである。

なお、調査実施部局である経済産業省が、最初から災害があったからやらないという姿勢でなかったことだけは私どもで確認した。これは大変重要な指定統計調査であるのでできる限り調査を行いたいということから事情をいろいろと調べた上で、先ほど申し上げた3点の状況を踏まえれば実施困難であるという結論に至ったと経済産業省から説明を受けた。その時点で私どもは、今回の措置を承認せざるを得なかったということである。

美添会長) 工業統計に関しては私も相談を受けた。最終的にはこのような整理でやむを得ないということだと思う。書き方は除外措置ということであるが、ここに記されているように実質的には翌年の調査時点で前年にさかのぼって調査を実施するし、推計といいながら16年のデータをつくる努力をするという丁寧な対応になったと思う。天災に対して、あらかじめ適切なガイドラインをつくれるかどうかは危機管理の問題で、多分椿委員がこの辺に関しては知恵をお持ちだろうと思うので、新部会長としても経済産業省からよく状況を確認していただきたい。

特段意見がないようであれば、資料7の承認等の状況について確認したということにする。